

北海道医療給付事業更新申請のお知らせ

北海道医療給付事業（重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等医療給付事業）で、現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日となっております。対象者の方には更新申請書を送付しておりますが、まだ更新申請手続きをされていない方は、お早めに手続きをお願いします。

※いずれの事業も所得制限限度額があり、限度額以上の場合は該当になりませんので、詳しくは町民窓口グループまでお問い合わせください。

平成24年7月9日に 外国人登録法が廃止され、 住民基本台帳法の一部が改正されます。

改正に伴い、手続等に変更が生じる点は主に下記の4点です。

《外国籍の方》（個別に案内しております）

- (1) 住民票に記載されます
- (2) 外国人登録証のカードが変わります
- (3) 住所変更の手続が変わります

《日本国籍の方》

- (1) 下記の条件を満たすことで、住基カードの継続利用が可能になります
 - ・住基カード継続利用の意思表示
※転出届の際に窓口でその旨をお伝えください。
 - ・転出届の提出期間
※転出前または、転出後14日以内の届出に限ります。
 - ・転出証明書の省略
※住基カードが転出証明書の代わりとなります。

注意事項

- 住基カードの暗証番号が必要です。
- 住基カードの交付を受けている方がお一人いれば、同じ世帯の方全員の引越しがこの手続で可能です。
- 転入届をされる際、転入先において同一世帯の方であれば、住基カードを持参の上、転入届を代理で行うことが可能です。
詳しくは町民窓口グループまでお問い合わせください。

■ 手続き・お問い合わせ先 ■

町民健康課町民窓口グループ ☎ 2 - 2 4 5 3 （内線 1 1 4）